

京都府立鳥羽高等学校における高校生活の心得について

① 服装について

服装は常に清潔で、清楚・精悍であること。冬服装、夏服装とその間の移行期間の開始・終了日は、気象状況を考慮し、生徒指導部が連絡する。

1 制服について

(1) 学校指定のもの

ジャケット、スラックス、スカート、カッターシャツ、ネクタイ、リボン、ベスト（任意）、セーター（任意）

(2) 本校の規定に定める範囲のもの

2 防寒着、5 靴下、6 通学靴、7 (4) レインコート

(3) ただし、やむを得ない場合は、生徒指導部の許可を得て異なる服装が許される。

2 冬服装について

ジャケット、カッターシャツ及びスラックスまたはスカート、ネクタイまたは リボンを着用すること。

襟バッジ 必ずジャケットの襟に付けること。

ベスト 着用してもよい。

セーター 4月～5月、10月～3月の寒冷時に着用してもよい。

防寒着 11月～3月の厳寒時にジャケットの上に着用してもよい。ただし、派手なものや高価なものにならないこと。

3 夏服装について

スラックスまたはスカート、カッターシャツを着用する。ネクタイまたはリボンを着用しない。

ジャケット 着用しない。

ベスト 着用してもよい。

セーター 着用しない。

4 移行期間について（5月・10月）

スラックスまたはスカート（夏・冬どちらでもよい）、カッターシャツを着用する。ネクタイまたはリボンを着用してもよい。

ジャケット・ベスト・セーター 着用してもよい。ジャケット・ベスト・セーターで登下校してもよい。11月～4月は登下校時にジャケットを着用する。

襟バッジ ジャケット着用の際は、必ず襟に付けること。

5 靴下等について

靴下（ソックス、ハイソックス）は男女とも白・黒・紺・グレーのいずれかを着用する。ただし単色のものとし、模様や柄のないものとする。ストッキングはベージュ系統の色で模様や柄のないものとする。寒冷時にタイツ類の着用を認めるが、色は、黒・紺・ベージュ系のいずれかとし、模様や柄、変わり編み等のないものとする。

6 履物について

履物は三足制とする。通学靴は、黒または茶系のペニーローファーを標準とする。ただし、運動靴を使用してもよい。雨天時は、防水を目的とした靴を履いてもよいが、個人ロッカー内に収納できるサイズの履き物を準備する。ブーツは認めない。校舎内では上履き、体育館及び講堂では体育館用シューズを使用する。

7 その他

- (1) 特別な指示がない限り、校外における学校行事、部活動、生徒会、ホームルーム行事等には、本校規程の服装で参加する。
- (2) 生徒指導部にて異装を許可されたものは、許可証を携帯すること。
- (3) 体育服装の着用は、体育の授業及び特別の指示がある場合に限る。
- (4) 自転車通学者のレインコートは、本校が斡旋している指定のもの、または上下セパレート型が膝が隠れるコート型とする。安全上の理由から、ポンチョ型は認めない。校舎内での着用は認めない。各自で保管すること。
- (5) 服装、持ち物にはすべて記名し、他者との区別を明確にしておくこと。
- (6) 頭髪、身だしなみは教育活動にふさわしく、清潔で華美にならないものとする。

以下の項目については禁止する。違反した場合は指導する。

ア 頭髪を加工（パーマ、染色、脱色、付け毛等）すること。

イ 装身具（指輪、イヤリング、ピアス、ネックレス、ブレスレット等）を身につけること。

ウ 化粧（ファンデーション、マスカラ、色付きリップ、口紅、香水、マニキュア、眉加工等）をすること。

エ スラックス、スカートなどの制服を変形すること。

オ カラーコンタクトを着用すること。

カ 許可を得ずにサングラスを着用すること。

② 所持品について

- 1 生徒証明書は常に持参すること。高校生活のしおりは3年間各自で大切に管理すること。
- 2 自分の所持品の管理は、個人ロッカーを利用しロッカーには必ず鍵をかけること。
- 3 体育の授業等で貴重品（金銭、携帯通信端末機器、時計等）を身体から離すときは個人

ロッカーを利用するか教科担当等に預けること。

- 4 昼食は持参を原則とする。食券・パン等は決められた時間帯で購入すること。
- 5 学校生活に不要なものは持ち込まないこと。(娯楽雑誌類・遊戯具・携帯音楽プレーヤー類・化粧品類・刃物類等や不必要な金銭及び高額なもの、貴重品)
- 6 携帯通信端末機器の校内での使用については、別に定める使用規程によるものとする。
- 7 友人間においては、みだりに金銭、物品の貸借はしないこと。
- 8 学校内において物品を紛失、あるいは拾得したときは、速やかにホームルーム担任又は生徒指導部に届け出ること。

③ 登下校について

- 1 登下校に際しては、届け出ている通学路を通行し、交通法規、服装規定をよく守り、身の安全に十分留意する。
- 2 登校後は放課後になるまで、許可なく校外に出てはいけない。
- 3 登下校の出入口は北門及び東門とする。
- 4 徒歩・公共交通機関利用での通学を原則とする。
- 5 午後5時以降の東門からの出入りは禁止する。

④ 自転車通学について

徒歩・公共交通機関利用での登下校を原則とするが、交通機関の極めて不便な者等については、次の基準により自転車による通学も認める。

1 許可基準

自宅所在地が、学校を中心にして半径1.5kmを超える者。(ただし、JR東海道線以北は許可範囲とする。) また、諸事情により自転車通学が必要であると認められる者については、1.5km以内であっても特別に許可する場合がある。

2 通学願

- (1) 自転車通学を希望する者は、毎年4月、所定の『自転車通学願』を提出して許可を受ける。
- (2) 入学後の転居又は特別の事情で自転車通学をしようとする場合は、そのつど、所定の手続きをとること。

3 許可

- (1) 自転車通学の許可は、第1項の定める基準により、その実態を生徒指導部で審査し決定する。
- (2) 許可した者には、許可ステッカー(各自購入)を交付する。自転車の盗難や買い替えの場合は、直ちに再手続きをする。
- (3) 3年間の使用に耐える丈夫なレインコートを準備し、常時携帯すること。

- (4) 自転車任意保険に加入すること。

4 登校時間

本校は、交通量の大変多い所に位置している。事故防止、混雑緩和のために、自転車通学者は、次の通り時差登校とする。

1年生は8:20、2年生は8:25、3年生は8:30までに登校すること。

5 遵守事項

- (1) 申請した通学路を通ること。
- (2) 左側通行を厳守すること。
- (3) 氏名を明記し、後の泥よけの良く見える位置に許可ステッカーを貼付すること。
- (4) 校内所定の自転車置き場に整頓し、他の場所に放置しないこと。
- (5) 必ず施錠すること。
- (6) 交通法規を守り、二人乗り、曲乗り、傘さし運転、二列並進などは絶対にしないこと。
また、ヘッドフォン又はイヤフォンを使用して音楽等を聞いたり、スマートフォンを操作しながらの運転はしないこと。
- (7) ハンドルは標準型とし、変形ハンドルでないこと。
- (8) 無断で他人の自転車を寸借しないこと。
- (9) ブレーキ点検を充分行い、常に整備に心がける。夜間、無灯火で乗車しないこと。
- (10) 自転車の脇に傘を差し込まないこと。
- (11) 後輪にステップをつけないこと。
- (12) 防寒衣・雨具などの管理に充分工夫すること。
- (13) 自転車は防犯登録済のものであること。
- (14) 自転車任意保険に加入すること。

6 違反者

上記遵守事項に違反した場合、もしくは事故を起こした場合は、その状況に応じて、次の措置をとる。

- (1) 自転車通学許可の一時停止又は取り消し。
- (2) 本校特別指導規程に基づく指導。

⑤ 校外生活について

- 1 法令で禁止されている遊戯場、飲食店等に出入りしないこと。出入りした場合は指導の対象となる。
- 2 飲酒、喫煙、シンナー吸引、危険ドラッグや覚醒剤使用、暴力行為、賭け事、窃盗（万引）、援助交際等法律に違反する行為は絶対にしないこと。万一行った場合は指導の対象となる。
- 3 個人情報の保護の観点から写真や動画などの個人情報の取り扱いについては十分に注意

すること。インターネットやSNS等によるトラブルが発生した場合は、状況を確認した後で指導の対象となることがある。

- 4 夜間の外出は、やむを得ない場合を除いては行うべきでない。どうしても必要ある場合は保護者等の同意を得ること。
- 5 友人宅等への外泊の際は、保護者等の同意を得ること。
- 6 鳥羽高校の名前を使って高校体育連盟などに加盟する場合や、高校体育連盟などが主催する大会等に参加・出場する場合は、生徒指導部の許可を得ること。
- 7 校内でチケットや物品等を販売したり、金銭の徴収、カンパ等をしてはいけない。やむを得ない場合はホームルーム担任、顧問その他関係教職員の指導を受け、生徒指導部に届け出て許可を受けること。
- 8 学校内外を問わず、ホームルーム、部活動等で行事を計画する場合は、ホームルーム担任又は顧問の許可を得て、生徒指導部の承認を受けること。
- 9 旅行による学生旅客運賃割引証の発行は、保護者等の許可を得た上で、届け出ること。

⑥ バイク等の使用禁止について

- 1 本校生徒のバイク・自動車（以下、バイク等）の運転は禁止する。これは自他の生命を尊重し、心身ともに健全な高校生活を確立するためのものである。
- 2 保護者及びこれに準じる者（成年者に限る）以外の運転するバイク等への同乗も、在家庭時も含めて禁止する。
- 3 バイク等の運転免許証（以下、免許証）の取得は禁止する。ただし、進路上免許証取得を必要とする者は、次の各項をすべて満たすことを条件に、第3学年の2月1日以降に運転免許取得の準備活動等を行うことができる。
 - (1) 進路が決定していること。
 - (2) 「評定1」の科目がないこと。
 - (3) 2月の登校日は必ず出席すること。
 - (4) 就職内定者については、進路指導部の就職講座を受講していること。
 - (5) 運転免許申請・準備活動等の前に、所定の願いを担任を通じて生徒指導部に提出する。
 - (6) 免許証を取得した場合は、第4項に定めるとおり、本人在学中、生徒指導部が預かり保管するものとする。
- 4 すでに免許証を取得している者は、入学後直ちに申し出なければならない。免許証は、本人在学中、生徒指導部が預かり保管するものとする。
- 5 免許証を、保護者の責任において保管する場合は、『免許証保管申請書』を提出し、許可を得なければならない。
- 6 上記に違反したときは、特別指導規程の適用を受ける。

⑦ アルバイトについて

- 1 高校生は学業専念が本分である。高度な学習内容を消化・吸収していくためには、常に十分な予習・復習が必要であり、アルバイトをしている時間的余裕はないはずである。したがって、アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の経済的事情により、どうしても家計を支えていかなければならない生徒は、下記事項に適合した場合にのみ、特別に許可することがある。

2 許可条件

- (1) 家庭が経済的に困窮していること。
- (2) 得た報酬が、遊興費とならないこと。
- (3) 本人に不認定科目がないこと。
- (4) 原則として長期休業中の場合に限る。
- (5) 学習に支障がないこと。
- (6) 仕事内容が健全なものであること。
- (7) バイク、自動車等の使用をしない仕事であること。
- (8) 危険を伴う仕事でないこと。
- (9) 午後8時までに終われる仕事であること。
- (10) 保護者の承認があること。

3 手続き

- (1) 保護者から、『アルバイト許可願』の申請書をホームルーム担任に提出。
- (2) ホームルーム担任は面談又は電話で保護者の意向を確認。
- (3) ホームルーム担任の承認を経て、生徒指導部が許可証を発行する。